

相模原市パートナーシップ事業助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、市民団体が他の団体と連携して行う新たな公益的な活動（以下「パートナーシップ事業」という。）に要する経費の一部を助成することに関し、必要な事項を定める。

(助成の目的)

第2条 パートナーシップ事業助成（以下「助成」という。）は、前条に掲げたパートナーシップ事業の初動期の取り組みを支援することにより、市民と市民、市民と行政のパートナーシップによるまちづくりを推進することを目的とする。

(助成の対象となるパートナーシップ事業)

第3条 助成の対象となるパートナーシップ事業は、次の各号に掲げる要件を満たす活動とする。

- (1) 団体と団体が連携することにより創出された新たな活動であること。
- (2) 相模原市民を対象とした公益的な活動であること。
- (3) 活動開始から3年以内の活動の初動期であること。
- (4) 相模原市の総合計画及びその他の計画に反する活動でないこと。
- (5) 相模原市及び相模原市の外郭団体による他の助成制度の対象とならない活動であること。
- (6) 営利を主目的とした活動でないこと。
- (7) 宗教的活動又は政治的活動でないこと。
- (8) 法令に違反した活動でないこと。

(助成の対象となる団体及び組織)

第4条 助成の対象となる団体（以下「団体」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす団体とする。

- (1) 相模原市内に活動の拠点を有する団体及び組織であること。
 - (2) 責任を持って事業を遂行できる団体及び組織であること。
 - (3) 構成員が5人以上の団体及び組織であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある団体及び組織は、助成の対象外とする。

(助成の対象とならない経費)

第5条 次の各号に掲げる経費は助成の対象から除外する。

- (1) 団体の運営に関わる人件費
- (2) 飲食に関する経費
- (3) 使途が不明な経費

(助成金の額)

第6条 助成金額は、総事業費の9割以内とし、30万円を上限とする。

- 2 同一事業に対する助成は、原則として1回限りとする。

(交付の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体の代表者は、次に掲げる書類を、別に定める期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書(第1号様式)
 - (2) 事業企画書(第2号様式)
 - (3) 収支予算書(第3号様式)
 - (4) 団体概要(第4号様式)
 - (5) その他市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、申請案件について前項に定める申請書類による審査を行い、第3条又は第4条の要件に該当しないと認められる場合は、理由を付して、不採択として申請団体に通知する。

(企画提案会)

第8条 市長は、申請団体に対し、企画提案会での事業説明を求めるものとする。

- 2 企画提案会は公開とする。
- 3 市長は、前各項により事業説明を求められた団体が、正当な理由なく企画提案会を欠席した場合は、当該申請案件を不採択として申請団体に通知する。

(審査会)

第9条 市長は、申請されたパートナーシップ事業の内容を審査するため、審査会を設置するものとする。

- 2 審査会は第7条に定める申請書類及び第8条に定める企画提案会での事業説明により、事業内容を審査し、その結果を市長に報告する。
- 3 審査会は、申請案件に対し、連携性、公益性、継続性、計画性、先駆性、将来性を総合的に考慮して審査する。
- 4 市長は、前項の審査会による報告を尊重しなければならない。

(助成の決定)

- 第10条** 市長は、申請案件について、助成の採否及び助成金の交付額を決定し、助成金交付決定通知書（第5号様式）により申請団体に通知する。
- 2 前項の場合において、市長は、助成金の交付の目的を達成するために、必要な条件を付することができる。

(助成金の交付)

- 第11条** 前条の規定により、助成金の採択を受けた団体が、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（第6号様式）を、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、助成金の交付請求があつたときは、助成金を交付するものとする。

(事業企画の変更)

- 第12条** 助成金の交付を受けた団体が、次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく事業企画変更申請書（第7号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 市長は、第1項の申請書の提出があつた場合又は前項の報告があつた場合には、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(事業実績の報告)

- 第13条** 助成金の交付を受けた団体は、当該事業を完了したとき、又は助成金の交付決定に係る市の会計年度が終了したときは、その事業の完了の日、又は市の会計年度が終了した日から30日以内に、次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。
- (1) 実績報告書（第8号様式）
- (2) 事業報告書（第9号様式）
- (3) 収支決算書（第10号様式）
- 2 助成金の交付を受けた団体は、前項に定める実績報告書を、助成金の交付を受けた年度の翌々年度の末日までの間、主たる事務所等に備え置かなければならない。
- 3 助成金の交付を受けた団体は、実績報告書の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

(報告会の開催)

第14条 市長は、前条の規定により、助成金の交付を受けた団体に対し、報告会での事業報告を求めることができる。

2 報告会は公開とする。

(調査及び是正措置)

第15条 市長は、必要と認めるときは、助成金の採択を受けた団体に対し、事業の関係資料の提出を求めるなど、必要な調査を行うことができる。

2 市長は、前項に定める調査により不適当な事項を発見したときは、採択団体に対し、必要な是正措置を求めることができる。

(助成金の取り消し等)

第16条 市長は、助成金の採択を受けた団体が次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付について一部もしくは全部を取り消し、既に助成金が交付されている場合には、助成金の一部もしくは全部の返還を命じることができる。

- (1) 助成金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき。
- (2) 助成金を助成対象事業以外に使用したとき。
- (3) 助成金交付の条件等、この要綱の規定に従わないとき。
- (4) 前条の調査又は是正措置の要求に応じないとき。

(制度の見直し)

第17条 この要綱に基づく助成制度については、制度実施から3年を経過した時点で見直しを行う。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。